

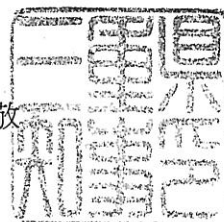
医 保 第 11—187 号

三重県立志摩病院指定管理者選定委員会

三重県立志摩病院指定管理者の選定について、三重県病院事業条例（昭和41年 三重県条例第60号）第23条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

令和2年 7月 7日

三重県知事 鈴木 英敬



(諮問理由)

三重県立志摩病院においては、志摩地域の中核病院として、地域医療を守り、救急医療、災害医療などを担うことにより、県民に良質で満足度の高い医療を提供していくことが求められております。

こうした医療を安定的、継続的に提供するため、平成24年度から指定管理者制度を活用しておりますが、令和4年3月31日をもって10年間の指定期間が満了するため、令和2年度中に、公募手続きを経て、次期指定期間の指定管理者を選定する必要があります。

指定管理者の公募にあたっては、県民に良質な医療を継続的に提供するという視点から、県が求める医療機能等の条件を明示し、応募する事業者から具体的な提案を求めていきたいと考えており、この指定管理者の選定について貴委員会に意見を求めるものです。